

筑波外国人交流に関する調査報告概要

1. 筑協調査の経緯

筑波研究学園都市交流協議会（筑協）においては、平成 28 年度総会（28 年 6 月 29 日）において平成 28 年度事業計画を決定し、その中で筑協委員会において、筑協活動を効果的に推進していくため、筑協の組織や機能の再確認や修正・再編等について検討を行うためのタスクフォースを設置して検討をおこなうこととした。

この筑協委員会の検討を踏まえ、平成 30 年度総会（平成 30 年 6 月 20 日）において「平成 30 年度筑波研究学園都市交流協議会事業計画」が決定され、国際化推進専門委員会の事業として、「つくば市と連携しつつ会員機関の担当者に対して外国人研究者等の居住環境など課題やニーズ等を調査し、必要に応じてヒアリングを実施する。」とされた。

この計画に基づいて、平成 30 年度においては筑協事務局において関係機関へのアンケートを実施することとした。また併せて、筑協幹事である総合科学研究機構（CROSS）において、筑協事務局アンケートの支援と、更にインタビューの実施を行うこととし、筑協事務局より会長の了承を得て関係機関への協力依頼を発出した。

このアンケート、インタビュー等の結果を以下の通り取りまとめた。

2. 筑協調査の結果

(1) アンケートについて

アンケートにおいては、外国人研究者を受け入れている機関は公的な研究機関・大学は 18 機関、民間等それ以外機関は 6 機関で 24 件の回答があった。毎回の「筑波研究学園都市外国人研究者等調査報告書」に照らして、公的な研究機関・大学はほぼ網羅されていると考えられるが、民間等それ以外機関は十分とは言えなかった。

アンケートに寄せられた地域で取り組んだ方がよい課題・問題の有無は、課題・問題が無いとする回答は過半数を占めたが、一方で半数近くは問題を指摘する回答があった。課題としては、基本的に生活支援の充実や英語のサポートであり、具体的には事故対応、緊急時対応、通勤、VISA手続き等が挙げられた。

外国人研究者の受け入れにあたって生じた課題・問題点としては「査証手続き」、「住居の確保」「宗教上の配慮」（いずれも 6 件）が多かった。さらに実際に各機関が行った対応としては、特に「病院」（9 件）、「私生活に係る基本的な手続き」（8 件）に関するものが多かった。

課題の中で、外国人研究者の生活環境の拠点である住宅について設問した。住宅に関する相談を受けた事例については頻繁な問題が発生しているわけではないようであるが、住居の確保については、受け入れ予定の研究室や外国人研究者自身が対応している実態が明らかとなった。

（住宅に関しては従来から老朽化が指摘されており、一案として民間の宿舎参入に関し

て質問を行ったところ)、「自前の宿舍、既存の賃貸物件、不動産業者を紹介することで十分である。」が9件に対し、「外国人研究者等への斡旋は可能である。」と「他の会員機関の方針を参考に歩調を合わせることは可能である。」が9件と回答された。さらに民間の参入にあたっての機関側からの具体的条件が明らかにされた。

(2) インタビュー等調査

アンケート調査に加えて個別の機関のプロフィールを十分に把握するため、個別機関にインタビューを行うこととした。インタビュー対象としては、(1)のアンケート実施機関のうち研究機関・大学18機関と宿舍を保有する農水事務局に対し実施する(したがって民間などは含めなかった)とともに、各機関のホームページを参照し、「筑波国際協力要覧2018」として取りまとめた。その上で、機関をとりあえず次の項目により類別した。

- ①受入者の種別(研究者・留学生・研修生)
- ②機関の性格(国研・独法・研究開発法人・大学・共同利用施設)
- ③地理条件(アクセスから見たエリア別)
- ④外国人研究者の規模(大・中・小)

それぞれの類別により、各機関の問題が異なると考えられたからである。調査の結果、各機関の所属する省を超えて、類別に共通する機関の特徴が示された。

例えば、地理条件(アクセスから見たエリア別)により、住宅条件も異なり、さらに出勤経路が異なることから機関ごとに対応が大きく異なることとなる(もつとも省ごとに研究団地を構成して機関も多く、省単位で問題が把握される場合もある)。

また、外国人研究者の規模がC(100人以上)とA(10人以下)では問題も大きく異なり、特に常時外国人研究者がいるわけではない研究機関の場合は、組織内部で外国人研究者受け入れのノウハウが伝わりにくいという状況に置かれている。

このような中で、筑協及び国際化推進専門委員会が全機関に共通する単一の対策のみを取ることは限界があると考ええる。研究機関・大学は、省を超えて、属性を同じくする機関ごとにまず個別の問題を検討し、対策を講ずることが望ましい。

例えば、外国人研究者の規模に関していえば、常時外国人研究者がいるわけではない研究機関の場合、意見として提出されている「経験の豊富な各機関の様子を知りたい」は切実なものがあり、筑協及び国際化推進専門委員会としてこれに答えられるような仕組みを用意しておくことが望ましいであろう。

こうした個別の努力が筑波研究学園都市の全体的な振興に役立つものと考えられるのである。

*

またこれに付随して外国人研究者の生活拠点である住宅について、各機関の保有する外

国人研究者用の宿舎の調査を行った。すでに平成 22 年度の文部科学省の委託調査により当時（東日本大震災直後）の状況が示されているが、同じ項目に従い今回調査を行ったものである（別添）。

この結果、8 年前の調査と比較すると、外国人研究者用の宿舎は 9 機関から 8 機関に減少している（今回調査していない共同利用用の宿舎についても 2 機関から 1 機関に減少している）。宿舎の概要としては、昭和に整備されたものが過半を占め、それ以外のものでも平成の初期に整備されており、新しい宿舎の整備は行われていない。また、平成 22 年度調査以後、増改築は行われていない（一部大学の宿舎で留学生や日本人の混在があったデータを今回修正している）。このため、宿舎の老朽化は一段と深刻化していると推測され、各機関への個別のインタビューにおいてもそうした具体的指摘がなされている。

（3）住宅調査（補足調査）

上記のような外国人研究者用宿舎の老朽化に対応し、今後賃貸用民間住宅のニーズが高まると予想されるところから、全国、茨城県の動向を踏まえて、つくば市内における外国人向け住宅に関する基本情報を整理し、補足調査することとした。その結果は次のようになる。

- ①茨城県・つくば市ともに空家は多く、特に賃貸の多い共同建て及び長屋の空家率は高い。
- ②つくば市は 2025 年をピークに人口減少が見込まれ国内需要を狙った新築での住宅賃貸事業の将来的空き室リスクは極めて高い。
- ③外国人向け住宅の事業性条件が成立しても建物償却期間（RC造：47年）同等の期間の継続は未知であり、新築の事業リスクは高い。
- ④よって、既築建物のリフォーム・コンバージョンなどの手法が有効である。
- ⑤TXつくばエリアでは、面積で 29.99㎡以下と 50～70㎡、家賃では RC+SRC 造かつ賃料 3000～4999 円/坪が成約率の高い商品設定となっている。

結論としては、本調査で提案する適切な条件を設定した民間住宅の活用が最も合理的であるが、このためには事前の調査と、各機関を超えた連携協力の枠組みが必要となる。これらを進めるためには筑協のような機関の活動が有効であると考え（上述の（1）アンケート調査の「住居の確保に関する課題等」の質問は、こうした状況を踏まえての設問である）。